

# 高知 2014 こうち

労働市場月報(2月分)

平成26年4月号 No. 549



南国土佐皿鉢祭 (高知市大橋通り商店街)

## 〈今月の記事〉

- |                                   |                                   |
|-----------------------------------|-----------------------------------|
| ・ 2月雇用動向 ..... 1～9                | ・ 人材育成を図る事業主への助成金を拡充します ... 11～12 |
| ・ 高知市に『常設窓口』を設置 ..... 10          | ・ トライアル雇用奨励金のご案内 ..... 13～14      |
| ・ 「平成25年度 第2回地方労働審議会」を開催 ..... 10 |                                   |

高知労働局職業安定部

(高知労働局ホームページ <http://kochi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>)

# 最近の雇用失業情勢（平成26年2月）

## 【ポイント】

- 有効求人倍率は0.81倍で、前月に比べて0.02ポイント上昇し、過去最高を更新
- 新規求人数は前年同月比で11か月連続増加
- 新規求職者数は前年同月比で13か月連続減少

### 1 有効求人倍率

- 県内有効求人倍率（季節調整値）は0.81倍で、前月の0.79倍から0.02ポイント、前年同月の0.67倍から0.14ポイントの上昇となった。
- 正社員有効求人倍率（原数値、パートを除く）は0.45倍で、前月を0.01ポイント下回り、前年同月を0.10ポイント上回った。
- 安定所別の有効求人倍率（原数値）は、高知所0.98倍、須崎所0.94倍、四万十所0.85倍、安芸所0.77倍、いの所0.50倍となった。

### 2 求人の動き

- 新規求人数は、前年同月比10.4%（516人）増の5,457人となり、11か月連続で前年同月を上回った。  
新規求人数を産業別に前年同月と比較すると、主な産業では農、林、漁業（95.1%増）、建設業（30.5%増）、製造業（12.4%増）、卸売業、小売業（7.5%増）、宿泊業、飲食サービス業（30.0%増）、生活関連サービス業、娯楽業（24.5%増）、医療、福祉（2.0%増）、公務、その他（50.3%増）などで増加となり、運輸業、郵便業（3.2%減）、サービス業（6.3%減）で減少した。
- パート新規求人を見ると、前年同月比8.3%（173人）増の2,268人で、新規求人全体の41.6%を占めている。
- 有効求人数は、前年同月比12.0%（1,499人）増の14,005人となり、53か月連続で前年同月を上回った。
- 正社員有効求人数（パートを除く）は5,229人で前年同月比17.7%（786人）増となり、前月比でも3.6%（184人）増となった。有効求人全数に占める割合は37.3%で前月から0.9ポイント低下した。

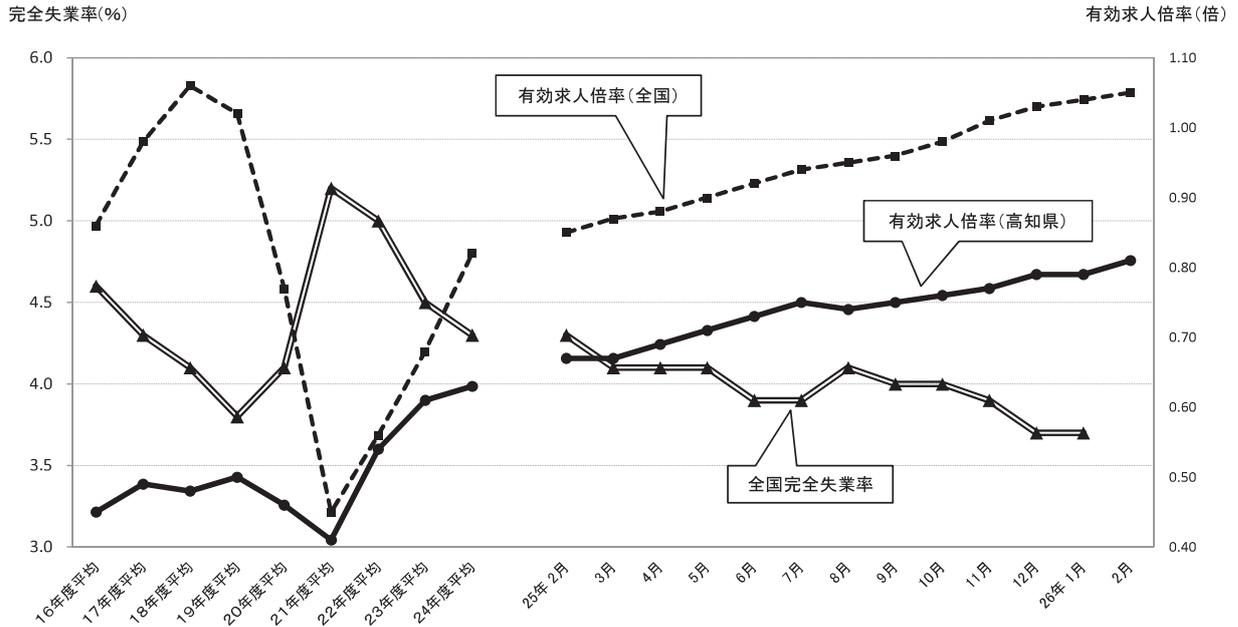
### 3 求職の動き

- 新規求職者数は、前年同月比5.0%（211人）減の3,968人となり、13か月連続で前年同月を下回った。  
このうち、パート求職者は、前年同月比2.9%（27人）減の914人で、新規求職者全体の23.0%を占めている。  
パートを含む新規常用求職者数3,948人について態様別に前年同月比で見ると、在職中の者は11.5%増の1,530人、離職者は10.5%減の2,036人、無業者は26.1%減の382人となった。離職者の内訳をみると、事業主都合離職者は、前年同月比15.0%減の647人、自己都合離職者は前年同月比7.8%減の1,297人となった。
- 有効求職者数は、前年同月比7.3%（1,245人）減の15,703人となり、12か月連続で前年同月を下回った。

### 4 就職状況

- 就職件数は、前年同月比5.6%（75件）減の1,265件となり、2か月連続で前年同月を下回った。  
このうちパートは、前年同月比18.0%（72件）減の328件で、就職件数全体の25.9%を占めている。

### 有効求人倍率・完全失業率の推移(季節調整値)



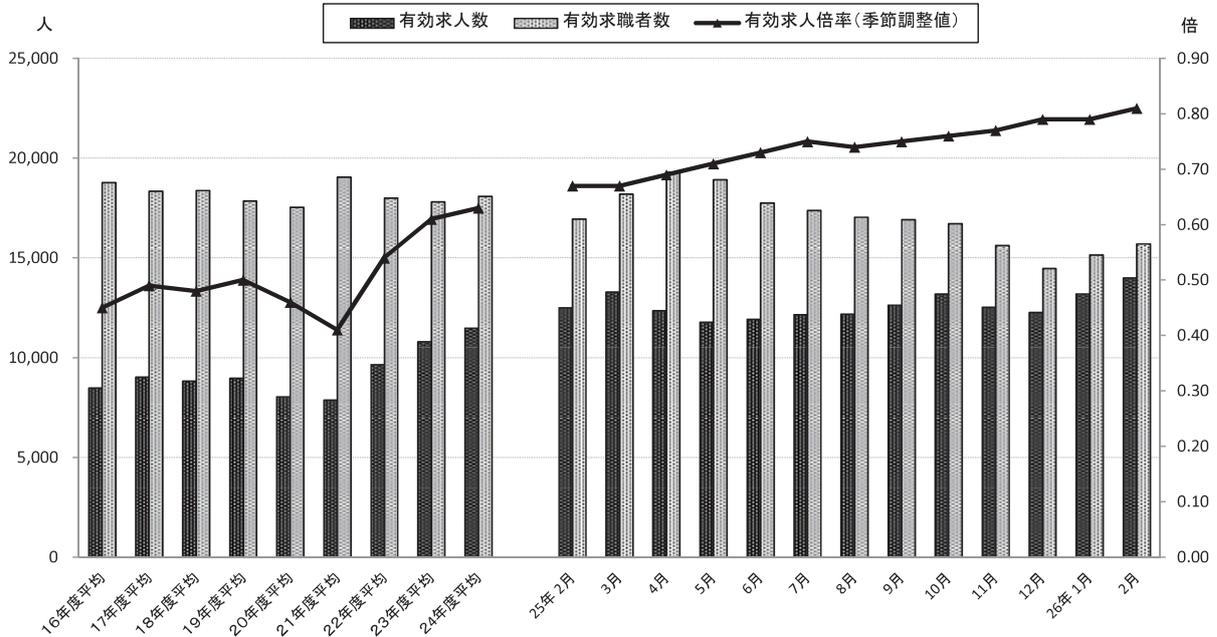
	16年度平均	17年度平均	18年度平均	19年度平均	20年度平均	21年度平均	22年度平均	23年度平均	24年度平均	25年2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	26年1月	2月
有効求人倍率(高知県)	0.45	0.49	0.48	0.50	0.46	0.41	0.54	0.61	0.63	0.67	0.67	0.69	0.71	0.73	0.75	0.74	0.75	0.76	0.77	0.79	0.79	0.81
有効求人倍率(全国)	0.86	0.98	1.06	1.02	0.77	0.45	0.56	0.68	0.82	0.85	0.87	0.88	0.90	0.92	0.94	0.95	0.96	0.98	1.01	1.03	1.04	1.05
全国完全失業率	4.6	4.3	4.1	3.8	4.1	5.2	5.0	4.5	4.3	4.3	4.1	4.1	4.1	3.9	3.9	4.1	4.0	4.0	3.9	3.7	3.7	

※ 有効求人倍率の季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、平成25年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

※ 完全失業率(平成25年12月以前の数値は新季節指数により改訂されている。)

※ 年度平均は実数値

### 有効求人数・有効求職者数の推移(実数値)



	16年度平均	17年度平均	18年度平均	19年度平均	20年度平均	21年度平均	22年度平均	23年度平均	24年度平均	25年2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	26年1月	2月
有効求人数	8,481	9,033	8,834	8,971	8,045	7,877	9,647	10,794	11,484	12,506	13,289	12,358	11,782	11,928	12,151	12,179	12,637	13,190	12,525	12,273	13,200	14,005
有効求職者数	18,776	18,340	18,375	17,861	17,538	19,045	18,004	17,815	18,092	16,948	18,203	19,295	18,911	17,757	17,376	17,047	16,919	16,716	15,624	14,467	15,158	15,703

※ 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、有効求人倍率の平成25年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

## 職業紹介状況（学卒を除きパートタイムを含む）

項目 年度月	A 新規求職申込件数			B 月間有効求職者数			C 新規求人数		D 月間有効求人数		E 就 職 件 数					就職率 (%)	求人倍率 (実数)		求人倍率 (季節調整値)		
	常用	45歳以上		常用	45歳以上		常用		常用		常用	県外	45歳以上	(保) 受給者	E/A×100	新規C/A	有効D/B	新規	有効		
平成22年度	53,637	52,579	18,519	216,050	213,438	86,583	49,639	43,128	115,758	104,045	17,398	14,299	978	5,133	3,548	32.4	0.93	0.54	-	-	
23	52,831	51,793	18,797	213,781	211,291	87,788	53,721	47,035	129,533	116,803	17,308	14,312	1,180	5,285	3,682	32.8	1.02	0.61	-	-	
24	52,027	50,868	19,015	217,098	214,663	90,623	55,467	48,724	137,813	124,694	17,512	14,486	1,163	5,443	3,912	33.7	1.07	0.63	-	-	
平成25年2月	4,179	4,165	1,440	16,948	16,820	6,727	4,941	4,331	12,506	11,188	1,340	1,115	86	398	297	32.1	1.18	0.74	1.08	0.67	
3	4,861	4,830	1,793	18,203	18,130	7,270	5,385	4,682	13,289	11,941	2,000	1,607	96	673	364	41.1	1.11	0.73	1.10	0.67	
4	6,103	6,026	2,434	19,295	19,171	8,037	5,124	4,723	12,358	11,401	1,883	1,631	88	600	361	30.9	0.84	0.64	1.14	0.69	
5	4,330	4,298	1,548	18,911	18,792	7,934	4,715	4,217	11,782	10,847	1,711	1,502	123	512	406	39.5	1.09	0.62	1.18	0.71	
6	3,534	3,481	1,283	17,757	17,652	7,542	4,656	4,102	11,928	10,922	1,362	1,137	94	439	312	38.5	1.32	0.67	1.24	0.73	
7	4,149	3,867	1,671	17,376	17,019	7,524	4,979	4,456	12,151	11,055	1,402	1,170	125	424	329	33.8	1.20	0.70	1.19	0.75	
8	3,872	3,711	1,461	17,047	16,586	7,447	4,743	4,282	12,179	11,123	1,226	1,055	75	407	304	31.7	1.22	0.71	1.20	0.74	
9	4,028	3,936	1,480	16,919	16,650	7,270	4,815	3,952	12,637	11,170	1,336	1,166	127	402	287	33.2	1.20	0.75	1.20	0.75	
10	3,888	3,843	1,445	16,716	16,567	7,156	5,455	4,624	13,190	11,463	1,487	1,212	95	479	385	38.2	1.40	0.79	1.23	0.76	
11	3,203	3,141	1,166	15,624	15,509	6,652	4,707	4,015	12,525	10,913	1,155	954	66	397	244	36.1	1.47	0.80	1.22	0.77	
12	2,769	2,686	985	14,467	14,316	6,159	4,220	3,405	12,273	10,613	1,211	905	83	373	308	43.7	1.52	0.85	1.28	0.79	
平成26年1月	4,477	4,377	1,573	15,158	14,963	6,351	6,137	5,310	13,200	11,748	1,129	899	67	336	270	25.2	1.37	0.87	1.33	0.79	
2	<b>3,968</b>	<b>3,948</b>	<b>1,436</b>	<b>15,703</b>	<b>15,575</b>	<b>6,509</b>	<b>5,457</b>	<b>4,939</b>	<b>14,005</b>	<b>12,590</b>	<b>1,265</b>	<b>1,082</b>	<b>66</b>	<b>408</b>	<b>251</b>	<b>31.9</b>	<b>1.38</b>	<b>0.89</b>	<b>1.35</b>	<b>0.81</b>	
増減比 (%)	前月	▲ 11.4	▲ 9.8	▲ 8.7	3.6	4.1	2.5	▲ 11.1	▲ 7.0	6.1	7.2	12.0	20.4	▲ 1.5	21.4	▲ 7.0	6.7 (ポイント)	0.01 (ポイント)	0.02 (ポイント)	0.02 (ポイント)	0.02 (ポイント)
	前年同月	▲ 5.0	▲ 5.2	▲ 0.3	▲ 7.3	▲ 7.4	▲ 3.2	10.4	14.0	12.0	12.5	▲ 5.6	▲ 3.0	▲ 23.3	2.5	▲ 15.5	▲ 0.2 (ポイント)	0.20 (ポイント)	0.15 (ポイント)	0.27 (ポイント)	0.14 (ポイント)
安定所別	高知	2,564	2,553	911	10,256	10,222	4,115	3,949	3,578	10,005	9,015	714	602	41	224	150	27.8	1.54	0.98	※	※
	須崎	247	246	91	1,111	1,106	529	352	341	1,041	966	101	90	3	41	20	40.9	1.43	0.94	※	※
	四万十	423	417	151	1,607	1,527	728	513	453	1,366	1,214	210	189	10	69	37	49.6	1.21	0.85	※	※
	安芸	176	176	62	854	851	382	252	231	660	605	70	62	5	20	13	39.8	1.43	0.77	※	※
	いの	558	556	221	1,875	1,869	755	391	336	933	790	170	139	7	54	31	30.5	0.70	0.50	※	※

(注) 季節調整法はセンサス局法Ⅱ (X-12-ARIMA) による。なお、求人倍率 (季節調整値) の平成25年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

# 産業別・規模別新規求人の状況

産 業		総 数				
					パートタイム	
		26年 2 月	25年 2 月	前年同月比(%)	26年 2 月	25年 2 月
A, B 農 業 , 林 業 , 漁 業 (01~04)		80	41	95.1	45	18
C 鉱 業 , 採 石 , 砂 利 採 取 業 (05)		3	2	50.0	0	0
D 建 設 業 (06~08)		389	298	30.5	18	17
06 総 合 工 事 業		222	177	25.4	5	8
E 製 造 業 (09~32)		290	258	12.4	91	58
09 食 料 品 製 造 業		96	86	11.6	55	32
10 飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 製 造 業		7	5	40.0	1	2
11 織 維 工 業		10	13	▲ 23.1	2	2
12 木 材 ・ 木 製 品 製 造 業		23	8	187.5	1	0
13 家 具 ・ 装 備 品 製 造 業		0	3	▲ 100.0	0	0
14 パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業		19	7	171.4	8	1
15 印 刷 ・ 同 関 連 業		6	8	▲ 25.0	0	0
16 化 学 工 業		12	7	71.4	10	1
17 石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品 製 造 業		0	0		0	0
18 プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業		7	5	40.0	2	1
19 ゴ ム 製 品 製 造 業		0	0		0	0
21 窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業		10	9	11.1	0	2
22 鉄 鋼 業		7	1	600.0	0	0
23 非 鉄 金 属 製 造 業		2	0		0	0
24 金 属 製 品 製 造 業		5	6	▲ 16.7	0	0
25 は ん 用 機 械 器 具 製 造 業		18	8	125.0	2	0
26 生 産 用 機 械 器 具 製 造 業		27	39	▲ 30.8	3	2
27 業 務 用 機 械 器 具 製 造 業		2	9	▲ 77.8	0	1
28 電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 製 造 業		9	1	800.0	4	1
29 電 気 機 械 器 具 製 造 業		0	14	▲ 100.0	0	6
30 情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業		0	0		0	0
31 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業		20	21	▲ 4.8	1	6
20, 32 そ の 他 の 製 造 業		10	8	25.0	2	1
F 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 (33~36)		6	2	200.0	0	0
G 情 報 通 信 業 (37~41)		43	41	4.9	16	5
39 情 報 サ ー ビ ス 業		28	16	75.0	10	5
H 運 輸 業 , 郵 便 業 (42~49)		179	185	▲ 3.2	35	60
I 卸 売 業 , 小 売 業 (50~61)		1,226	1,140	7.5	866	841
50~55 卸 売 業		184	128	43.8	68	60
56~61 小 売 業		1,042	1,012	3.0	798	781
J 金 融 業 , 保 険 業 (62~67)		85	112	▲ 24.1	7	58
K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業 (68~70)		46	68	▲ 32.4	15	31
L 学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業 (71~74)		142	160	▲ 11.3	16	30
M 宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業 (75~77)		477	367	30.0	320	251
75 宿 泊 業		142	116	22.4	93	69
76 飲 食 店		310	223	39.0	217	171
N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業 (78~80)		234	188	24.5	93	84
O 教 育 , 学 習 支 援 業 (81, 82)		85	76	11.8	49	35
P 医 療 , 福 祉 (83~85)		1,311	1,285	2.0	416	394
83 医 療 業		554	652	▲ 15.0	146	146
85 社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉 ・ 介 護 事 業		756	633	19.4	270	248
Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業 (86, 87)		45	38	18.4	8	12
R サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の) (88~96)		341	364	▲ 6.3	112	119
S, T 公 務 , そ の 他 (97, 98, 99)		475	316	50.3	161	82
合 計		5,457	4,941	10.4	2,268	2,095
事 業 所 規 模 別	29人以下	3,535	3,107	13.8	1,595	1,516
	30~99人	1,142	1,108	3.1	400	399
	100~299人	610	528	15.5	223	124
	300~499人	57	67	▲ 14.9	14	17
	500~999人	75	94	▲ 20.2	22	33
	1,000人以上	38	37	2.7	14	6

(注) 平成19年11月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分による。

# 求人・求職・就職バランスシート(パートを含む常用)

26年2月

職業	求人倍率 (倍)	有効求人 (人)	有効求職(人)			就職件数(人)		
			合計	男	女	合計	男	女
職業計	0.81	12,590	15,575	6,730	8,831	1,082	430	652
管理的職業	1.78	71	40	37	3	4	3	1
専門的・技術的職業	1.57	2,799	1,779	533	1,246	194	41	153
建築・土木技術者等	4.35	448	103	97	6	10	10	0
医師、薬剤師等	8.45	186	22	2	20	1	1	0
保健師、助産師、看護師	2.01	944	469	15	454	74	3	71
社会福祉の専門的職業	1.04	478	459	77	382	60	11	49
事務的職業	0.27	1,069	4,010	662	3,347	211	27	184
一般事務員	0.21	767	3,726	535	3,190	181	15	166
会計事務員	0.51	63	123	37	86	11	4	7
販売の職業	1.98	2,714	1,368	666	702	94	53	41
サービスの職業	1.41	3,079	2,189	663	1,520	245	69	176
介護サービスの職業	1.19	1,051	881	248	632	91	31	60
保健医療サービス	1.36	225	166	22	143	50	6	44
生活衛生サービス	1.79	188	105	15	90	10	1	9
飲食物調理の職業	1.21	675	556	203	352	54	17	37
接客・給仕の職業	2.17	828	381	134	244	31	11	20
保安の職業	4.55	250	55	54	1	7	7	0
農林漁業の職業	0.71	129	181	131	49	18	14	4
生産工程の職業	0.87	842	967	702	264	134	90	44
金属材料製造等	1.06	165	156	155	1	29	28	1
製品製造・加工処理	1.15	457	398	211	187	80	40	40
機械組立の職業	0.20	36	177	142	34	12	10	2
機械整備・修理の職業	1.02	90	88	87	1	5	5	0
生産関連・生産類似	0.50	51	103	73	30	0	0	0
輸送・機械運転の職業	1.04	411	396	387	7	35	35	0
定置・建設機械運転	1.25	55	44	44	0	9	9	0
建設・採掘の職業	1.13	520	461	457	4	34	33	1
建設躯体工事の職業	4.71	99	21	21	0	1	1	0
建設の職業	1.14	87	76	76	0	7	7	0
電気工事の職業	0.85	90	106	104	2	9	8	1
土木の職業	0.96	244	255	253	2	17	17	0
運搬・清掃等の職業	0.18	706	3,833	2,260	1,571	106	58	48
運搬の職業	0.47	217	463	416	47	43	33	10
清掃の職業	0.44	243	558	280	277	36	16	20
その他の運搬等の職業	0.07	209	2,794	1,561	1,232	17	9	8
分類不能の職業	0.00	0	296	178	117	0	0	0

(注) 求職申込書における「性別」欄の記入が任意のため、男女別の合計は全体の値と必ずしも一致しない。

(注) 平成24年4月から職業分類を改定。

## 正社員の職業紹介状況（パートタイムを除く常用）

年度月	項目	正社員	正社員	正社員	正社員	常用	正社員	正社員
		新規求人数	有効求人数	就職件数	充足数	フルタイム 有効求職者数	有効求人 倍率	充足率
平成22年度		16,760	42,638	5,800	5,606	168,250	0.25	33.4
23		17,976	46,773	5,767	5,646	162,685	0.29	31.4
24		18,635	49,530	5,877	5,752	163,170	0.30	30.9
平成25年	2月	1,592	4,443	481	477	12,778	0.35	30.0
	3	1,467	4,379	534	535	13,789	0.32	36.5
	4	1,841	4,345	585	580	14,556	0.30	31.5
	5	1,641	4,348	548	531	14,146	0.31	32.4
	6	1,394	4,222	486	488	13,195	0.32	35.0
	7	1,882	4,385	499	484	12,807	0.34	25.7
	8	1,666	4,454	466	468	12,417	0.36	28.1
	9	1,554	4,607	482	448	12,321	0.37	28.8
	10	1,992	4,794	499	485	12,271	0.39	24.3
	11	1,671	4,729	393	392	11,448	0.41	23.5
	12	1,464	4,678	423	411	10,597	0.44	28.1
平成26年	1月	2,244	5,045	427	421	11,034	0.46	18.8
	2	<b>1,903</b>	<b>5,229</b>	<b>505</b>	<b>517</b>	<b>11,591</b>	<b>0.45</b>	<b>27.2</b>
増減比 (%)	前月	▲ 15.2	3.6	18.3	22.8	5.0	▲ 0.01 (ポイント)	8.4 (ポイント)
	前年比	19.5	17.7	5.0	8.4	▲ 9.3	0.10 (ポイント)	▲ 2.8 (ポイント)
安定所別	高知	1,471	3,923	316	379	7,601	0.52	25.8
	須崎	109	369	39	32	806	0.46	29.4
	四万十	149	408	42	41	1,170	0.35	27.5
	安芸	67	202	28	18	647	0.31	26.9
	いの	107	327	80	47	1,367	0.24	43.9

(注) 正社員有効求人倍率＝正社員有効求人数／常用フルタイム有効求職者数

充足率＝正社員充足数／正社員新規求人数×100

なお、常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望するものも含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

## パートタイムの状況

年度月	項目	新規求職 申込件数	新規求人数	月間有効 求職者数 (A)	月間有効 求人数 (B)	就職件数	有効求人 倍率(実数) (B)／(A)
平成22年度		11,806	20,312	45,395	48,354	5,183	1.07
	23	12,150	22,160	48,819	53,797	5,193	1.10
	24	12,141	23,038	51,696	57,636	5,242	1.11
平成25年2月		941	2,095	4,053	5,199	400	1.28
	3	1,082	2,152	4,351	5,527	595	1.27
	4	1,504	2,076	4,625	5,248	528	1.13
	5	1,116	2,017	4,661	5,026	486	1.08
	6	859	2,295	4,476	5,374	434	1.20
	7	881	1,893	4,228	5,236	409	1.24
	8	952	2,014	4,186	5,249	343	1.25
	9	1,060	2,047	4,338	5,221	410	1.20
	10	939	2,235	4,304	5,487	445	1.27
	11	820	1,978	4,068	5,111	368	1.26
	12	663	1,714	3,728	4,994	375	1.34
平成26年1月		1,106	2,437	3,944	5,170	346	1.31
	2	<b>914</b>	<b>2,268</b>	<b>4,000</b>	<b>5,576</b>	<b>328</b>	<b>1.39</b>
増減比 (%)	前月	▲ 17.4	▲ 6.9	1.4	7.9	▲ 5.2	0.08 (ポイント)
	前年比	▲ 2.9	8.3	▲ 1.3	7.3	▲ 18.0	0.11 (ポイント)
安定所別	高知	594	1,638	2,633	4,038	191	1.53
	須崎	45	119	301	359	27	1.19
	四万十	81	207	357	535	44	1.50
	安芸	34	110	204	251	19	1.23
	いの	160	194	505	393	47	0.78

## 雇 用 保 険 の 状 況

項目 年度月	適 用 事業所 数	被 保 険 者 数 (A)	資 格 取 得 者 数	資 格 喪 失 者 数	う ち 事 業 主 都 合 離 職 数	一 般			高 齢 受 給 者 数	特 例 受 給 者 数	基 本 受 給 率 B/(A+B) ×100 (%)	日 雇 受 給 者 実 人 員	
						受 資 格 決 定 数	基 本						
							初 回 受 給 者	受 給 者 実 人 員 (B)					
平成20年度	13,326	179,056	36,973	37,773	6,422	15,038	13,182	5,030	65	114	2.7	159	
21	13,299	180,553	38,844	36,094	5,218	13,935	12,747	5,407	71	106	2.9	164	
22	13,537	184,920	42,416	38,315	4,054	12,556	10,996	4,318	65	86	2.3	170	
23	13,615	187,298	41,572	39,594	3,850	13,111	11,477	4,353	71	77	2.3	167	
24	13,615	187,596	40,900	40,764	3,905	12,883	11,224	4,333	85	80	2.3	155	
平成25年2月	13,610	188,038	2,390	2,449	199	834	789	3,663	71	54	1.9	157	
3	13,616	186,978	2,791	3,855	371	855	712	3,605	72	4	1.9	155	
4	13,633	185,871	6,869	7,941	619	2,210	1,243	4,115	239	24	2.2	155	
5	13,632	188,454	5,330	2,804	236	1,176	1,370	4,490	144	58	2.3	144	
6	13,644	188,910	2,953	2,487	243	813	749	4,273	78	17	2.2	148	
7	13,662	188,406	3,142	3,624	371	1,079	1,009	4,584	75	57	2.4	153	
8	13,672	187,989	2,699	3,107	213	821	844	4,239	91	307	2.2	162	
9	13,567	188,478	2,965	2,469	213	857	681	4,050	85	145	2.1	156	
10	13,584	188,859	3,572	3,196	447	1,049	881	3,884	96	74	2.0	159	
11	13,597	189,496	2,941	2,128	120	686	754	3,655	56	33	1.9	153	
12	13,623	190,244	2,828	2,081	200	640	661	3,658	59	49	1.9	153	
平成26年1月	13,625	189,351	2,444	3,338	260	975	697	3,585	84	72	1.9	155	
2	<b>13,644</b>	<b>189,446</b>	<b>2,590</b>	<b>2,497</b>	<b>175</b>	<b>737 (4)</b>	<b>676 (5)</b>	<b>3,237 (14)</b>	<b>76 (2)</b>	<b>78</b>	<b>1.7</b>	<b>154</b>	
増減比 (%)	前 月	0.1	0.1	6.0	▲ 25.2	▲ 32.7	▲ 24.4	▲ 3.0	▲ 9.7	▲ 9.5	8.3	▲ 0.2	▲ 0.6
	前年同月	0.2	0.7	8.4	2.0	▲ 12.1	▲ 11.6	▲ 14.3	▲ 11.6	7.0	44.4	▲ 0.2	▲ 1.9
安 定 所 別	高 知	8,611	136,814	1,902	1,875	119	477	440	2,049	48	3	1.5	113
	須 崎	1,455	15,466	149	169	8	58	54	278	14	0	1.8	0
	四 万 十	1,648	15,657	265	222	25	89	73	317	3	74	2.0	1
	安 芸	876	8,396	99	93	9	39	43	247	4	1	2.9	0
	い の	1,054	13,113	175	138	14	70	61	332	5	0	2.5	41

(注) 年度の適用事業所数・被保険者数・受給者実人員・受給者数は月平均。

(注) 日雇受給者実人員は、同一人が複数安定所で受給が可能のため安定所計と必ずしも一致しない。

(注) ( ) 内は船員保険で内数。当月分のみ記載。

## 高知市に『常設窓口』を設置

ハローワークにおいては、平成25年度より、「福祉から就労」支援事業を発展させ、新たに「生活保護受給者等就労自立促進事業」を創設し、これまでのアクション・プランに基づく取組に加え、福祉事務所に常設の相談窓口を設置し、生活保護受給者に加え、相談・申請段階の利用者等を含め生活困窮者を広く対象とする等の取組強化を行うため、高知市に『常設窓口』を設置し、2月3日から業務を開始しました。



『常設窓口』では効果的な就労支援の観点から、相談・申請段階を含め、受給開始後早期の段階での支援開始に重点を置き、支援対象者個々の状況に応じた就労支援プランを作成の上、担当者制による個別支援を中心に実施しています。



## 「平成25年度 第2回 地方労働審議会」を開催

労働行政（労働基準・職業安定・雇用均等）が地域のニーズに即した行政展開をするために、労働行政の運営状況等を審議し、意見・要望等を労働行政に反映させることを目的とする「高知地方労働審議会」の平成25年度第2回会議を、平成26年3月11日（火）高知会館において開催しました。

会議には、審議会の構成員である公益代表、労働者代表、使用者代表の14名の審議会委員が出席し、櫻井高知労働局長のあいさつのあと、平成26年度高知労働局行政運営方針（案）及び平成26年度高知県雇用施策実施方針（案）等の協議に移り、各部長より重点施策等の内容説明の後、委員から労働行政施策に対して意見、要望等がありました。



（審議会の様子）

# 人材育成を図る事業主への助成金を拡充します

平成25年度補正予算の成立に伴い、企業内の人材育成を図る事業主への助成金の内容を拡充します。対象となる助成金は、次の2つです。

- 主に正規雇用の労働者に職業訓練などを実施した場合の「キャリア形成促進助成金」
  - 非正規雇用の労働者に職業訓練などを実施した場合の「キャリアアップ助成金(人材育成コース)」
- 労働者のキャリア形成・スキルアップを効果的に実施していただくために、ぜひ、ご活用ください。

## 主な拡充内容

### キャリア形成促進助成金

- ◆「成長分野等人材育成コース」の助成対象を大企業にも拡大
- ◆「グローバル人材育成コース」の助成対象を大企業、訓練内容を海外で実施した訓練にも拡大
- ◆女性の活躍促進のための「育休中・復職後等能力アップコース」を創設
- ◆事業主団体などを対象とした「団体等実施型訓練」を創設

### キャリアアップ助成金(人材育成コース)

- ◆Off-JTの経費助成額の引上げ

## キャリア形成促進助成金(主に正規雇用の労働者に対して職業訓練などを実施した場合の助成)

### [助成メニュー]

支給対象となる訓練		対象	訓練内容
<b>① 政策課題対応型訓練</b>			
①成長分野等人材育成コース	拡充	大企業・ 中小企業	健康・環境などの成長分野等での人材育成のための訓練
②グローバル人材育成コース	拡充		海外関連業務に従事する人材育成のための訓練 (海外の大学院、大学、教育訓練施設などで実施する訓練も含む)
③育休中・復職後等能力アップコース	新設		育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練
④若年人材育成コース		中小企業	採用後5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練
⑤熟練技能育成・承継コース			熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、 認定職業訓練
⑥認定実習併用職業訓練コース			厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練
⑦自発的職業能力開発コース			労働者の自発的な能力開発に対する支援
<b>② 一般型訓練</b>		中小企業	政策課題対応型訓練以外の訓練
<b>③ 団体等実施型訓練</b>	新設	事業主 団体等	事業主団体などが行う、若年労働者への訓練や熟練技能の育成・承継のための訓練

### [助成額・助成率] ( )内は大企業の助成額・助成率

支給対象となる訓練		賃金助成 (1人1時間当たり)	経費助成	実施助成 (1人1時間当たり)
<b>① 政策課題対応型訓練</b>	Off-JT	800円(400円)	1/2(1/3)	—
	OJT(上記⑥)	—	—	600円
<b>② 一般型訓練</b>	Off-JT	400円	1/3	—
<b>③ 団体等実施型訓練</b>	Off-JT	—	1/2	—

※ 経費助成の支給限度額: ① ①～③は1人1コース当たり、15万円～50万円(大企業は10万円～30万円)

① ④～⑦と②は1人1コース当たり、7万円～20万円 ③は1団体当たり、500万円

## キャリアアップ助成金(人材育成コース)

(非正規雇用の労働者に対して職業訓練などを実施した場合の助成)

### [助成メニュー]

支給対象となる訓練	対象	訓練内容
一般職業訓練	大企業・中小企業	事業主が有期契約労働者等 <sup>※1</sup> に対して、Off-JT <sup>※2</sup> により行う訓練
有期実習型訓練	大企業・中小企業	事業主が有期契約労働者等に対して、「ジョブ・カード」を活用したOff-JTとOJT <sup>※3</sup> を組み合わせる訓練

※1 有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用の労働者(正規雇用の労働者以外の無期雇用労働者を含む)

※2 Off the Job Training : 生産ラインまたは就労の場における通常の生産活動と区別して業務の遂行の過程外で行われる(事業内又は事業外の)職業訓練をいいます。

※3 On the Job Training: 適格な指導者の指導の下、事業主が行う業務の遂行の過程内における実務を通じた実践的な技能と、これに関する知識の習得についての職業訓練をいいます。

### [助成額] ( )内は大企業の助成額

支給対象となる訓練	Off-JT		OJT
	賃金助成 (1人1時間当たり)	経費助成【拡充】 (1人あたり)	実施助成 (1人1時間当たり)
一般職業訓練	800円 (500円)	訓練時間数が ・100時間未満の場合 10万円(7万円)	—
有期実習型訓練		・100時間以上200時間未満の場合 20万円(15万円) ・200時間以上の場合 30万円(20万円)  ※実費が上記の額を下回る場合は実費を 限度とします。	700円 (700円)

### 高知労働局からのお知らせ

平成26年4月1日から  
「求職者支援室」の名称が  
「地方訓練受講者支援室」に変更されました。

※業務内容に変更はありません。

お問い合わせ先 高知労働局 職業安定部 地方訓練受講者支援室  
(TEL)088-888-6600(FAX)088-885-6065

職業経験、技能、知識の不足などにより就職が困難な求職者を  
試行的に雇用する事業主の皆さまへ

# トライアル雇用奨励金のご案内

「トライアル雇用」は、職業経験の不足などから就職が困難な求職者を原則3カ月間の試行雇用することにより、その適性や能力を見極め、常用雇用への移行のきっかけとしていただくことを目的とした制度です。

労働者の適性を確認した上で常用雇用へ移行することができるため、ミスマッチを防ぐことができます。事業主の皆さまには、「トライアル雇用求人」を積極的に提出していただくようお願いします。

平成26年3月からトライアル雇用の対象者の要件を見直すとともに、職業紹介事業者からトライアル雇用の紹介を受けた場合も奨励金の支給対象としました。

## 奨励金の支給額

対象者1人当たり、月額最大4万円(最長3カ月間)

事前にトライアル雇用求人を入職センター、地方運輸局、職業紹介事業者に提出し、これらハローワーク、地方運輸局、職業紹介事業者などの紹介により、対象者を原則3カ月の有期雇用で雇い入れ、一定の要件を満たした場合に、奨励金を受けることができます。

## 「トライアル雇用」の対象者

次のいずれかの要件を満たした上で、紹介日に本人がトライアル雇用を希望した場合に対象となります。

- ① 紹介日時点で、就労経験のない職業に就くことを希望する
- ② 紹介日時点で、学校卒業後3年以内で、卒業後、安定した職業※1に就いていない
- ③ 紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している
- ④ 紹介日の前日時点で、離職している期間が1年を超えている※2
- ⑤ 妊娠、出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業に就いていない期間が1年を超えている
- ⑥ 就職の援助を行うに当たって、特別な配慮を要する※3

※1 期間の定めのない労働契約を締結し、1週間の所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間と同等であること

※2 パート・アルバイトなどを含め、一切の就労をしていないこと

※3 生活保護受給者、母子家庭の母等、父子家庭の父、日雇労働者、季節労働者、中国残留邦人等永住帰国者、ホームレス、住居喪失不安定就労者

◆紹介日時点で、次の方はトライアル雇用の対象者にはなりません。

- ・安定した職業に就いている人
- ・自ら事業を営んでいる人または役員に就いている人で、1週間当たりの実働時間が30時間以上の人
- ・学校に在籍中で卒業していない人(ただし、平成27年3月31日までの間は、卒業年度の1月1日以降も卒業後の就職の内定がない人は対象となります)
- ・他の事業所でトライアル雇用期間中の人

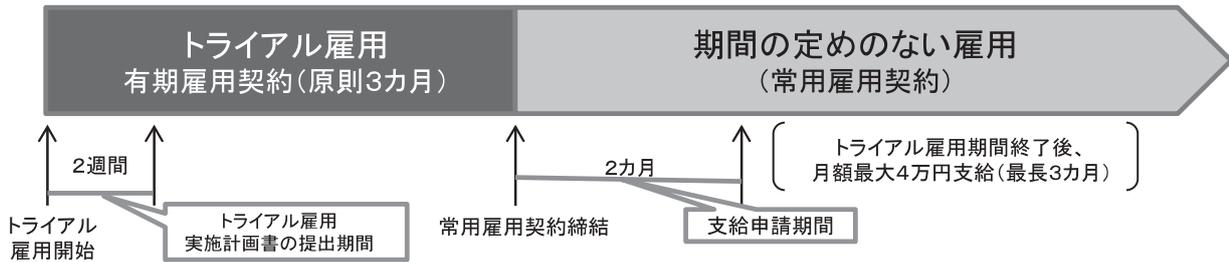
<ご注意>

- ◆派遣求人「トライアル雇用求人」とすることはできません。
- ◆トライアル雇用求人の中の人数が求人数の5倍を超える場合は、それ以降のトライアル雇用としての紹介は行いません。例えば、求人1人に対し、トライアル雇用の選考中の人数が5人に達した場合は、6人目はトライアル雇用としての紹介は行いません。
- ◆求人数を超えたトライアル雇用は実施できません。
- ◆トライアル雇用対象者の選考は、書類ではなく面接で行うようにしてください。



## 「トライアル雇用」のイメージ※

※ハローワークから紹介を受けた場合



- ※トライアル雇用開始日から2週間以内に、対象者を紹介したハローワークに実施計画書を提出してください。
- ※実施計画書を提出する際は、雇用契約書など労働条件が確認できる書類を添付してください。
- ※奨励金を受給するためには、トライアル雇用終了日の翌日から起算して2カ月以内に、事業所を管轄するハローワークまたは労働局に支給申請書を提出する必要があります。申請期限を過ぎると奨励金を受給できなくなりますので、ご注意ください。
- ※トライアル雇用の途中で常用雇用へ移行した場合や自己都合で離職した場合は、支給申請期間も変わりますので、速やかに紹介を受けたハローワークへ連絡してください。

## 支給対象事業主の要件

以下のすべての要件に該当する事業主が対象です。

1	ハローワーク、地方運輸局又は職業紹介事業者(以下「ハローワーク・紹介事業者等」という。)のトライアル雇用求人に係る紹介により、対象者をトライアル雇用(国、地方公共団体、特定独立行政法人、特定地方独立行政法人から受けている補助金、委託費等から支出した人件費により行ったトライアル雇用を除く。)した事業主
2	対象者に係る紹介日前に、当該対象者を雇用することを約していない事業主
3	トライアル雇用を行った事業所の事業主又は取締役の3親等以内の親族(配偶者、3親等以内の血族及び姻族をいう。)以外の対象者を雇い入れた事業主
4	トライアル雇用を開始した日の前日から起算して過去3年間に、当該トライアル雇用に係る対象者を雇用したことがない事業主
5	トライアル雇用を開始した日の前日から起算して過去3年間に、当該トライアル雇用に係る対象者に職場適応訓練(短期訓練を除く。)を行ったことがない事業主
6	トライアル雇用労働者に係る雇用保険被保険者資格取得の届出を行った事業主(65歳以上の労働者を雇い入れた場合は除く)
7	トライアル雇用を開始した日の前日から起算して過去3年間に、トライアル雇用を行った事業所において、トライアル雇用を実施した後に常用雇用へ移行しなかったトライアル雇用労働者(トライアル雇用労働者本人の都合による離職や本人の責めに帰すべき解雇等は除く。)の数のトライアル雇用結果報告書兼トライアル雇用奨励金支給申請書が提出されていない者の数を加えた数が3人を超え、常用雇用へ移行した数を上回っている事業主以外の事業主
8	基準期間(トライアル雇用を開始した日の前日から起算して6か月前の日からトライアル雇用期間を終了する日までの期間をいう。)に、トライアル雇用に係る事業所において、雇用保険被保険者を事業主都合で離職させたことがある事業主以外の事業主
9	基準期間に、トライアル雇用に係る事業所において、特定受給資格者となる離職理由のうち1A又は3Aの理由により離職した者の数を事業所全体の雇用保険被保険者数で除した割合が6%を超えている(当該離職者数が3人以下の場合を除く。)事業主以外の事業主
10	過去1年間に、対象者を雇用していた事業主と資本的・経済的・組織的関連性等から密接な関係にある事業主以外の事業主
11	トライアル雇用労働者に対して、トライアル雇用期間中に支払うべき賃金(時間外手当、休日手当等を含む。)を支払った事業主
12	トライアル雇用を行った事業所において、労働基準法に規定する労働者名簿、賃金台帳等を整備・保管している事業主
13	ハローワーク・紹介事業者等の紹介時点と異なる労働条件によりトライアル雇用を行い、トライアル雇用労働者に対し労働条件に関する不利益又は違法行為があった事業主以外の事業主
14	高齢者雇用確保措置を講じていないことにより、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第10条第2項に基づき、当該確保措置を講ずべきことの勧告を受けていない事業主
15	対象者のうち季節労働者に係るトライアル雇用を行った事業主にあつては、指定地域に所在する事業所において、指定業種以外の事業を行う事業主
16	雇用保険適用事業所の事業主
17	助成金の支給又は不支給の決定に係る審査に必要な書類等を整備・保管している事業主
18	助成金の支給又は不支給の決定に係る審査に必要であると管轄労働局長が認める書類等を管轄労働局長の求めに応じ提出又は提示する、管轄労働局の実地調査に協力する等、審査に協力する事業主
19	過去3年間に、雇用保険二事業の助成金等について不正受給の処分を受けていない事業主
20	支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度における労働保険料の滞納がない事業主
21	支給申請日の前日から起算して過去1年間に労働関係法令違反により送検処分を受けていない事業主
22	風俗営業等を行うことを目的とする事業所の事業主以外の事業主
23	暴力団に関係する事業主以外の事業主
24	支給申請日又は支給決定日時点で倒産している事業主以外の事業主
25	国、地方公共団体、特定独立行政法人、特定地方独立行政法人以外の事業主
26	併給調整の対象となる助成金の支給を受けていない事業主

この他にも要件があります。詳しくは、高知労働局職業安定部・お近くのハローワークへお問い合わせください。

# 用語の説明

- 一 般＝「パートタイム」以外のものをいう。なお、雇用期間の定めにより「常用」「臨時・季節」に分けられる。
- 常 用＝雇用契約において、雇用期間の定めがない、または、4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。
- パートタイム＝「パートタイム」とは、1日、1週間又は1ヶ月の所定労働時間が当該事業所において、同種の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比し相当程度短いものをいう。  
 なお、「パートタイム」は雇用期間の定めにより、「常用的パートタイム」、「臨時的パートタイム」及び「日雇的パートタイム」に分けられる。
- 新規求職申込件数＝期間中に自安定所で新たに受付けた求職申し込みの件数をいう。
- 月間有効求職者数＝「前月から繰越された有効求職者数」と当月の「新規求職申込件数」の合計数をいう。
- 就 職 件 数＝自安定所の有効求職者が、自安定所の紹介あっせんにより就職したことを確認した件数をいう。
- ⑤受給者の就職件数＝受給資格決定後、基本手当の支給を終了するまでの間に安定所の紹介により就職した基本手当受給資格者の就職件数をいう。
- 求 人 倍 率＝求職者1人当たり、求人がどれだけあるかをみるもので、次の式で計算される。
- $$\text{新規求人倍率} = \frac{\text{新規求人数}}{\text{新規求職者数}} \quad \text{有効求人倍率} = \frac{\text{有効求人数}}{\text{有効求職者数}}$$
- 新 規 求 人 数＝期間中に新たに受けた求人数（採用予定人員）をいう。
- 月間有効求人数＝「前月から繰越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計数をいう。
- 受 給 者 実 人 員＝失業給付を実際に受けた受給資格者の実数をいう。
- 季 節 調 整 値＝1年を周期として繰り返す季節的な要因による変動の影響を取り除いた値である。  
 （労働関係の季節調整は、厚生労働省においてセンサス局法Ⅱ（X-12）を使用している。）

## 高知労働局職業安定部のご案内

〒780-8548 高知市南金田1-39

職業安定課	電話 (088) 885-6051	FAX (088) 885-6064
職業対策課	電話 (088) 885-6052	FAX (088) 885-6065
地方訓練受講者支援室	電話 (088) 888-6600	FAX (088) 885-6065

## ハローワーク（公共職業安定所）のご案内

- ハローワーク高知 〒781-8560 高知市大津乙2536-6  
 電話 (088) 878-5320 FAX (088) 878-5341
- 附属機関 〒780-0822 高知市はりまや町1-5-1 デンテツターミナルビル4F  
 ハローワークジョブセンターはりまや  
 職業紹介コーナー 電話 (088) 884-8105 FAX (088) 885-1480  
 キャリアアップコーナー 電話 (088) 884-8105 FAX (088) 885-1480  
 就職支援コーナー 電話 (088) 885-5835 FAX (088) 885-5836  
 U・Iターン相談コーナー 電話 (088) 882-0845
- 附属機関 〒780-0841 高知市帯屋町2-1-35 片岡ビル3F  
 高知新卒応援ハローワーク（若者相談コーナー）  
 電話 (088) 802-2076 FAX (088) 802-2072
- 香美出張所 〒782-0033 香美市土佐山田町旭町1-4-10  
 電話 (0887) 53-4171 FAX (0887) 53-2291
- ハローワーク須崎 〒785-0012 須崎市西糺町4-3  
 電話 (0889) 42-2566 FAX (0889) 42-2569
- ハローワーク四万十 〒787-0012 四万十市右山五月町3-12  
 電話 (0880) 34-1155 FAX (0880) 34-4996
- ハローワーク安芸 〒784-0001 安芸市矢の丸4-4-4  
 電話 (0887) 34-2111 FAX (0887) 35-3474
- ハローワークいの 〒781-2120 吾川郡いの町枝川1943-1  
 電話 (088) 893-1225 FAX (088) 893-1226